

FSC-STD-40-004 V3-0 ドラフト 1-0 からドラフト 2-0 における主な変更点。

(すべての変更点を網羅しているわけではない)

※ここに記載されている変更点は、2014 年 12 月に公開された FSC-STD-40-004 V3-0 のドラフト 1 と今回コンサルテーション対象となっている同規格ドラフト 2 との比較である。
現在使用されている FSC-STD-40-004 V2-1 からの変更点ではないので注意。

全般

- ・条項の整理：重複内容の整理、いくつかの指標をより関連強い項目の下に移動。

1.品質管理システム

- ・労働安全衛生関係の要求事項の明確化。
- ・苦情処理完了時点の明確化。
- ・取引情報の照合は組織ではなく、認証機関が実施するというように変更。

2.原材料調達

- ・全般に渡る簡素化。
- ・FSC 製品グループへのインプットとして受領する原材料の数量および FSC 表示を確認するタイミングの明確化。

3.原材料の取扱い

- ・ラベル付き原材料に関する注意を「Controlled Wood (管理木材)」分別マークに関する注意に変更。

4.FSC 表示の管理システムのための製品グループの設定

- ・トランスファーシステムの場合は製品グループの設定が必須ではなくなった(製品グループを設定しない場合は製品タイプごとの FSC 表示の管理をする)。

5.記録の保管と数量管理

- ・建築・建設会社向けに柔軟な記録のとり方を提案。

6.販売

- ・小規模またはコミュニティフォレスト生産者からの製品販売の場合のみ使用できる文言の追加。
- ・FSC リサイクル表示を FSC Controlled Wood 表示に格下げすることができなくなった。

7.トランスファーシステム

- ・大きな変更なし。

8.パーセンテージシステム

- ・表示適用期間(Claim period)が最長 3 ヶ月までとされた。
- ・パーセンテージシステム下で製品に小規模またはコミュニティ生産者ラベルをつけるための条件を明確化。

9.クレジットシステム

- ・クレジットシステム下では製品に小規模またはコミュニティ生産者ラベルを付けられないことを明確化。
- ・共有クレジットアカウント適用条件の若干の変更。
- ・表示適用期間(Claim period)を1ヶ月に固定した(ドラフト1までは最長1ヶ月であった)。
- ・クレジットアカウント管理を、アウトプット換算クレジットに基づくように変更(ドラフト1まではインプット換算とアウトプット換算を選択できた)。
- ・ことなる品質の複数インプットから作られる組立製品のうち、高品質部材がFSC管理木材の場合、管理木材が製品組成の30%を超えてはいけないという要求事項の追加。
- ・過去24ヶ月間に追加された新規のFSCクレジットの合計以上のFSCクレジットをクレジットアカウントに蓄積しないようにしなければならないと変更(ドラフト1では60ヶ月が提案されていた)。

10. FSC ラベリング要求事項

- ・大きな変更なし

11.外部委託

- ・委託先のリスク判断をするのが認証機関ではなく、認証取得者になった。
- ・委託先リスク判断指標の若干の緩和(より低リスク判断が増える方向での調整)。

12.木材合法性に係る法律への準拠

- ・背景の説明や法律の具体例が削除され、全般的に内容がまとめられ、簡素化した書き方となった。